別表(第2条関係)

老朽空家の判定基準				
区 分	評定項目	評定内容	評点	
構造の腐朽又は破損の程度	床	ア 根太落ちがあるもの	10	
		イ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15	
	基礎、土 台、柱又は はり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ケ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の 危険のあるもの	100	
	外壁又は 界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が 腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25	
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
道路等の通行人また は隣接地に対する影響	外壁又は 屋根等	ア 外壁,屋根材が道路又は隣接地に落下 する等敷地外に被害を及ぼおそれがあるもの	50	
その他		ア 街並みの景観を著しく害する等特別な配慮が必要なもの (15	

その他	()	15	
		_	
「評定項目」ごとに「評定内容」を選択した合計評点 (A)			
当該家屋が通学路に面している場合は、各評点の合計数各評点の合計数に1.5を乗じる。(該当しない場合は、1.0を乗じる) (B)			
調整後の合計評点数	(A) × (B)		